

第十五回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第十一号

昭和二十七年十二月九日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳滿君
理事 内藤 友明君 理事 松尾 トシ子君
理事 佐藤 觀次郎君

上塚 司君 大泉 寛三君
大村 清一君 佐治 誠吉君
島村 一郎君 西村 茂生君
宮崎 靖君 小川 半次君
加藤 高藏君 笹山 茂太郎君
吉田 正君 小川 豊明君
久保田 鶴松君 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局長) 白石 正雄君
大蔵事務官(主税局長) 平田 敬一郎君
大蔵事務官(主税局長) 東畑 四郎君
食糧庁長官 東畑 四郎君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君
大蔵事務官(主税局長) 塩崎 潤君
大蔵事務官(主税局長) 厚味 莊之助君
農林事務官(食糧庁長官) 椎木 文也君
農林事務官(食糧庁長官) 黒田 久太君
専門員 黒田 久太君

十二月六日

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(井上良二君外二名提出、衆議院第六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案(内閣提出第四号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

奥村委員長 これより會議を開きます。

昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の五法律案を一括議題といたしまして、前会に引続き質疑を継続いたします。質疑は通告順に許します。坊秀男君。

○坊委員 平田主税局長に、二御質問申したいと存じます。このたびの減税案であります、これを昭和二十八

年分臨時特例というふうに、昭和二十八分というに限定されておるようでございますが、従来こういう例があつたてでございますか。私案閣にしてみれば、昭和二十八分というに限定された理由について伺ひたいと思ふ。

○平田政府委員 今回の所得税の改正は、今お話のように臨時特例というふうにいたしました。来年度におきまして、いづれ来年度の予算案とともに所得税につきましても恒久的な改正案を国会に提案する見込みでございます。しかしこれはやはり来年度の財政計画と一体をなすものでございまして、今この国会でただちに所得税の一般的改正を行はざるはいかかであるかと考えたわけでございまして、従つてさしあたり措置しなければならぬ来年度の三月までの所得税の分につきましては、臨時特例を設けた次第でございまして、今のところは来年度におきましても、前会申し上げましたように、恒久的な改正を本改正に織り込みまして、恒久的な改正にするという考えでございます。現在のところは、臨時特例という方法による方がより妥當であるというふうに考えた次第でございまして、なおこういう例があるかどうかという問題でございまして、これは実は昨年と一昨年と二度にわたりまして同じようなことをいたしております。ただその際は所得税の臨時特例という

文句を使ひまして、御指摘のように二十八分といつたような字句を加えていないのでございまして。所得税の臨時特例に関する法律案という同じ名前が連なりまして、独立の法律案でございまして、まぎらわしくなつてゐないもので、本年は特に二十八分所得税の臨時特例等というにいたしましたわけでございます。内容の主たる点は、来年度の一月から三月までの源泉課税の臨時特例でございまして、二十七年分につきましては、年末調整にあたりまして、社会保険料を控除するといふ特例を設けております。従ひまして「等」という字がどこかに入つておるはずでございまして、二十七年分と二十八分分の所得税の、正確に申しますれば臨時特例に関する法律ということに相なるわけでございまして。事柄の形式は昨年、一昨年にいたしましたのと同じであります。ただ法律の題名に同じ字句を使ひますとまぎらわしくなりますので、今年だけはちよつと名前をかへまして、二十八分分所得税の臨時特例等といたしまして、今までの法律と件名を異にしよつた趣旨で、そういう文句を上につけ加えたような次第でございまして。

○坊委員 ただいまの御説明によりまして、昭和二十八分といふことは、ただ法の法律とまぎらわしくなるから、かように限定したというお話でございますが、従来平田局長の御説明によりまして、今度の減税案は、来年度の本格的な減税案の頭が今日出て来た

わけであつて、来年度から減税するのを今年の一月からやつてやるのだ、こういうことになるのでございまして、この二十八分分所得税の特例によりまして二百三十億の減税をやることになつております。これが来年度平年化するることによつて約八百億の減税になるというだん／＼の御説明なのであります。すでにこの二十八分分の所得税の特例という法律を實施することによりまして、税法が改正せられて、二百三十億の減税が国会通過とともに實施される、こういうことになりまして、ただ来年度はこの二百三十億が平年化するることによつて八百億の減税になるといふことであつて、来年度の本格的な減税改正によつて、この八百億を含めて約一千億の減税をするのだということとは、一つの材料を二重に使つておる。今年千円札の表を見せ、来年千円札の裏を見せて、これで二千円だといふことになるのではないかと。そこで来年度の減税は、税法上は非常に多岐多端にわたる減税でありまして、よくいへども、額としては一千億のうちで八百億といふものはすでに今年の減税によつて減税されたものであつて、来年度の減税はその残りの二百億はつきりしませんが、約二百億程度のものがあるといふようなことになるのじやないかと私は思ふのであります。局長の御所見はいかがでありますか。

○平田政府委員 本来から申しますと、減税は普通の場合でありますれば、通常国会と申しますか、来年度は

通常国会ではないと思いますが、本予算と同時に所得税法の普通の改正で行くというのが、御指摘の通り私は本筋だと思っています。従いまして、そういう計画を立てて、その際に一定の減税を行う、そういう考え方で行きますと、今年に比べまして来年は八百億ほどの所得税の減税になる。こういうことを申し上げておられるわけでございます。ただその際に、大体そのような見通しがついておられますし、それから源泉課税につきましては、御承知の通り一月の給与の支払いの際から徴収いたしまするので、技術的に行きましても、やはり少し早くからやつておく必要がある。そういう意味におきまして、臨時特例を設けまして、補正予算で今回給与所得につきまして減税をするということにいたしました次第でございます。その計画はもちろん全部一体として考えなくちゃならぬ。ただ仕上げになりますと、今申しましたように、来年度の本予算と一緒に最終決定はいたしたいがたい。こういう事情がありますので、このような方法をとっているわけでございまして、従いまして今回の補正予算の減税計画は、むしろ来年度行います所得税だけ八百億、その他を含めまして一千億前後の減税計画の一環として考えておる。そのうち、さしあたり早く実行を要する分をこの一月から実行せしめるために今回の特例法案を出しておる。こういうふうに御了解願いますれば、やはり来年度八百億の所得税の減税計画ということは御理解願えるのではないかと考えている次第でございます。

○坊委員 政府は減税ということを非常に大きな政策にしております。その

ために今年の減税を、来年これを平年化するといふことによつて八百億ないし一千億減税になるといふことであつて、来年の減税が本格的な改正によつて八百億ないし一千億になるということは、少しこれはごまかしというところか、少しゆうごぎいますけれども、何か一つの材料を二つに使つておるといふうに私は思うのでありますが、それはそれといたしまして、従来教年間の予算の編成を見て参りますと、御承知の通り赤字公債と申しますか、歳入補填のための公債といふものは発行されておられません。従ひまして、予算を編成するにあつて歳入官庁である主税当局は、このことについてもし万一歳入に欠陥が生ずるというやうなことを非常に御心配、御懸念になつてゐるだらうと私は思うのでありますが、まことにごもつともな次第でございます。そこで例年当初予算を編成するにあたりまして、歳出にバランスを合せて歳入の計画を立てて、そうして租税その他の歳入計画を実施して行くのでございますが、当初予算を立てた場合における歳出をまかなう財源といふものは、その当初予算の歳出に限定してこれをまかなうべき租税その他の歳入でなければならぬ、かように私は思うのであります。結果におきまして自然増収が出て来たといふことは、これはちつとも悪いことではないと思ひますが、最初から自然増収を予想して歳入歳出を立ててゐるといふことは、これは財政上あまり感心したことはないと思ふのであります。当初予算を立てるときにおきましては、必ずその年度における補正予算なり、追加予算といふものが全然ないといふことは考えら

れない。必ずその年度の間に過ぎまして追加予算というものは出て来るに違いない。そこで普通の財政の場合ならば、この追加予算の歳入をまかなうべきものは、歳入補填公債なり赤字公債なりというものが予想されるのでございますが、過去数年におきましてはそれが予想されなかつた。従いまして、この追加予算なり補正予算の歳入をまかなうために、あらかじめこれは自然増収があるだろう、この自然増収によつてまかなおうというような考え方でもつて予算を立てますと、勢い歳入官庁といたしましては歳入の見積りを寡少にしておかなければならぬというやうなことになるのでございますが、来年度の予算の編成にあたりまして、主税当局はやはりそういうやうなお考え方であるのかどうか。おそらく局長は、そういうことは絶対にないとおつしやるのでございましょうが、しかしながら追加予算というものは必ず組まなければならぬ。その財源を何かによつてまかなわなければならぬ、こういうことになりますと、今考えますと、この租税の自然増収にたよらなければならぬというやうなことになるんじゃないかと思うのです。局長の御所見を承りたい。

○平田政府委員　今坊さんがお話になりましたように、私ども当初から自然増収が出るだろうということを予定するやうな税収見積りは絶対にやらないことにいたしております。あくまでもその当時といたしまして妥当な見積りをいたしまして、それによつて財政計画を立てる、こういうふうに行くべき筋合いのものでございまして、自然増収は、見積りを立てました当時に比べ

に、課税物件に消長を来し、それによりまして自然増収になる、あるいは自然減収になる、こういうことになるかと思ひます。過去の例も、先般内藤さんにも申し上げたのでございますが、やはり景気のいいときには相当の自然増収が出ています。たとえば大正五年から八年くらいにかけましては、年々三割ないし四割程度の実は自然増収が出ている。この表は後でお配りしてよろしゅうございしますが、これに對しまして昭和五、六年ころの世界不況の時代には、逆に税が自然減収を生じている。それからずつと支那事変以後になりましたために、この当時は年々九割ないし一割前後の自然増収を生じて来ている。最近におきましては、先般申し上げましたように、昭和二十四年度が、実は最初予算を見積りました当時に比べまして、インフレが安定しまして、しいにはデフレだと騒がれたぐらいの情勢になつたのでございしますが、この年はほとんど予算とぎり／＼一ぱいのところで、辛うじて予算額だけにしか行つていない。その後朝鮮動乱が起きまして、二十六年度は先般も申し上げましたように、法人の利潤が予想よりもべら／＼にふえましたために、一千億に近い自然増を二十六年度は法人税に於いて生じておる。本年におきましてはどういわけで自然増収が生じたかと申しますと、先般も申し上げましたように、賃金水準が私どもや安本で予想したのもよりも以上に上つた。一般に考えられていたよりも以上に上つた。それが自然増収の大半の原因でございします。それが上りましたので、消

の課税実績におきましては、昨年の上期に比へまして、ことしの上期は四割増加しておる。昨年のちようど今ごろに見積つたわけでございますが、その当時といたしまして、そういうふうなところで行くということは、実は私ども想像がつかなかつた。そういう事情で本年度も自然増収を生じたわけでございますして、今後におきましては、お話の通り、やはりそのときにおきましてできる限りの資料を集めまして、ある程度将来の予測を加へまして歳入見積りをするようになるわけでございます。決して最初から恣意的に見積りを左右するということはいたすべきではないし、またいたさないことにして参りたいと思ふ次第でございます。

それから、もう一点ちよつと追加して申し上げますが、実は今の所得税の構成から行きますと、所得が一割ふえたと税収は実は二割以上ふえる場合によつては三割くらいふえてしまふ。反対に所得が一割減りますと、税収は三割も減つてしまふ。こういう構造になっている。その点先般もちよつと申し上げたかも知れませんが、なおこれは非常に専門的にわたつて恐縮でございますが、賃金の上り方がちよつと狂いますと、非常な差が出て来るということになりますので、もう一べん念のために申し上げますので、もう一べん念のために申し上げますので、先般も申し上げましたように、給与所得、つまり賃金給与の支払い見込みでございますが、この予算に計上いたしております数字をもとにとりまして、総額でことしが一兆六千七百六十億でございます。これに對しまして基礎控除、扶養控除、こ

九千三百六十億を控除して、差引課税所得は七千四百億、つまり基礎控除、扶養控除等のいろいろな控除額の方が、実は収入金額より多くなっている。そこで問題は給与が幾らふえるか——ということ、元の給与が一割ふえるかどうかの問題でございますが、かりに一割ふえるとしても、課税所得は二割以上ふえる。正確に計算いたしますと、二割五分ぐらふふえることになり、従つて所得がちよつとふえます。勤労所得税は所得がふえた以上にふえる。そのほかに累進税率がございしますので、累進税率が今度二五%の適用を受けていたクラスが、今度三〇%の適用を受けるように上りずれて行く。そういう関係で、所得税の増減は所得の増減よりも非常に甚しく出て来る。これが、技術的な理由からいたしまして自然増収なり減収を生ずる理由である。申告所得税は二百億近くの赤字を立てたが、これが所得が見込みよりも五、六パーセント決定額が低くなりまして、相当な減になる。こういうふうな状態でございまして、所得税の増加からいたしまして、経済情勢の変動によりまして、より多く収入が変動して行く。構造自体がそうなるおる。そういう税制がいんだということは、アメリカの学者が最近言つております。つまり景気のいいときには販売力が増え、景気の悪いときには不景気で所得が減れば、むしろ税が減つてもかまわぬ、こういう新しい学説がございしますが、日本の所得税は、まさにそういう景気の増減に対して敏感で、それ以上にはけしき変動する、こういう要素をはらんでおる。そういう結果からいたしまして、今申しました

ように給与なり所得の状況が少し違つて来ますと、遺憾ながらどうも見積りに差を来すということになつております。もちろん私も私どももいたしましては、そういう事情もよく考慮に入れます。できる限り歳入見積りは的確を期する考えでございますが、結果から申しますと、どうもそれが完全に合ふようには見積るといふことは、なかなかむづかしい問題ではないか。しかしできる限りそういう方向にやつて行きたいという考えでやつております。

○坊委員 ただいまの局長の御説明によりまして、当初予算を編成するときの歳入見積りはきつめて的確な数字を見積る方針だといふお話でございまして、しごくもつともなことではございします。二十八年度の当初予算を編成するにあつても、やはりその通り厳密にそれを実行して行かれることだと思ひますが、しかし二十八年度におきましても、必ずや追加予算を予想しなければならぬ。この追加予算に対して、赤字公債を発行するといふような財政上の百八十度の転換は、むしろ今のところのお考えになつておられないかと思ふのですが、一体この追加予算をどういう財源でおまかなひになる方針であるのか、假想の問題には、はつきりしたお答えはできないと思ひます。その考え方を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 最近数年間は、最初の前算を組みました後に事情がいろいろかわつて参りました関係上、補正予算を組むのが通例になつております。インフレ時代には三回くらい補正予算を組んだときもございしますが、昨年が一回、今年も一回ということになりまして、大分おひつきを来しておるわけでありまして、歳出の方におきましても同じように、最初から本予算を組みます際に、追加予算なり補正予算を予想して組むわけではない。これはそのときといたしましては、できる限り一年間の必要な需要を調べまして、需要を満たすような予算を作成するわけでございします。ただその場合におきましても、やはりその後のいろいろな事情の変化、状況の変化等に應じまして、補正予算を組まざるを得ない場合が出て来るわけでございしますが、これは当然のうりである。これはちよつと歳入の場合にはございまして、私がさつき申し上げましたと同じことではあります。ただ見通しとして、状況の変化ははげしいから、結局そういうことにならざるを得ないかどうか、これは一つの見込みの問題でございまして、私はまだそこまでは差控えないと思ひますが、今後におきましては、経済がだん／＼軌道に乗りましたら、平準化しつつあるといひます。それと申すのは、社会保険料を払つておる人につきましては、三月十六日の確定申告の際におきまして、控除は法制上は同じ建前にいたしておるわけでございますが、結果として利益を受けておるのは大部分が勤労所得者でございまして、約百二十億円の源泉所得税に減税になる。約一ヶ月分の源泉所得税にほぼ近い、〇・八くらいになるかも知れませんが、勤労所得者は年末調整で一月にさかのほることによつて、一箇月分くらい賞与の税額から減してやろう、こういうことになつておる次第でございします。

○吉田(正)委員 この減税案によりまして、給与所得だけ一月から三月に先によつてしまふ。ところが今は御承知のように入出米の最盛期なのです。それで超過供出の問題とか供出奨励金、早場米の問題につきまして、減税になるかどうかを非常に心配しておるわけなのです。さらに義務供出の問題につきましても、超過供出に対する減税をすることがほんとうではないかと思ひます。低収量の農家に対する考え方からいいますと、義務供出自体について考えるべきではないかという考え方、これに対しては全国農民が非常に心配しておるわけなのです。それが結局供出を遅らせておるところの原因だと思ひます。一月から三月に給与所得に対してそれだけのことをやるならば、この期間において供出米に対する考え方と同時に考えるべきだと思ひますが、それに対する御意見を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 一月から三月までの給与所得者を先に考えることにいたしました。そのわけはさつき申しましたが、実はこれは決して不公平な扱いではない。所得税は御承知の通り一月から十二月までの分を、勤労所得者は給与の支払の際にそれ／＼天引して納められ、申告納税義務者は、七月から始まりまして翌年の三月十五日までにその一年分の税金を納める、こういうわけでございします。従ひましてさきに申しましたように、この次の国会に出してやりましても十分間に合ひ、こういう考え方でも公平な扱いをいたしておるわけではございしません。そのことをまず申し上げておきます。

それから供米の問題でございします。この問題は今御指摘の義務供出の分、一般供出の分につきまして特別の措置をやりましますことは、私は所得税法を根本的にくつがえすものではないかと思ひます。これはどうも賛成できません。

せん。それから超過供出の分につきましては、昨年と申しますか、前年度におきまして、食糧問題の緊急性にかんがみまして、負担の議論から行きま

すという議論があつたのでござ

いますが、食糧問題の重要性にかんが

みまして、これに協力する意味で、特

別法を設けまして免税いたしたのであ

ります。これは若干前年と事情が違

うようではありまするが、しかしな

超過供出に政府といたしましては計画

配給上依存するところ多なるものが

あるということでございますので、こ

の問題については目下慎重に考究中

でございます。

○吉田(正)委員 超過供出、早場米の

奨励金の免税問題につきましては、政

策上供出を多からしめるためにやるの

だというお話なのでございしますが、そ

うするとそれ自体税制の根本に蝕れて

いるわけですね。これは承知できません

と言われたけれども、義務供出の問題

と同じ性質のものだと思ひます。義務

供出のものについて根本的に政策上や

らないというならば、これによつて政

府の考へている食糧増産五箇年計画は

全然空文になつてしまふという根本的

な問題でありますので、この問題は主

税局長とは私は根本的に意見が違ひま

す。承知できませんと言へば、こちら

も承知できません。その問題につきま

しては、今後われ／＼といたしまして

も根本的にい／＼とまた御質問申し

上げて行きたいと思ひますが、問題は

と、これ自体は、たとえば石炭に對し
まして、また石油に對しまして、新鉱
に對しましては三箇年間免税というこ
とがあるのでありますが、政策上それ
ができないかどうか、もう一度それを
お伺ひしたい。

○平田政府委員 普通の供出の分を課
税しないということは、農民に所得税
を八〇％、もう全然かけないという結
果になる。これは常識で判断されれば
すぐおわかりになると思ひます。こ
れは非常に重大問題でありまして、一
般の勤勞所得者、中小商工業者がそ
れ所得税を分に應じて納めておりま
す場合におきまして、このような措
置をとりますことは所得税の負担を著
しく不公平なものにする、こういうふ
うに考へております。しかしながら私
どもは農民の生活程度、所得の水準が
低い、そういうことは十分承知いたし
ておりますので、所得税の控除をな
るべく引上げまして、基礎控除を引上
げたり、あるいは扶養控除を引上げたり、
下の方の税率を低くしまして、一般的
に公平に、農民の方々にできるだけ税
がかからないようにするということは
大賛成であります。実はその趣旨で
累次の改正をいたしておるのであり
ます。納税者も農民が一番よい減つて
おります。昭和二十三年度はたしか三
百四、五十万の納税者でありましたの
が、本年度は資料で出ておりますよ
うに百三十万くらい、三分の一くらい
に納税者が減つております。今日では
農民全体が約六百万戸近くございま
すが、その中で所得税を納めておられ
る方は百三、四十万、つまり四人か五人
に一人くらいでございますので、私ど
もはそういうような方向に全体の所得

税を持つて行きました。公平に、同じ
所得でも家族が多い場合は、農民も中
小企業者も勤勞者も、所得税をできる
だけ納めなくてもいいようにする、こ
ういう方向でございすればこれは賛
成でございますし、極力その方向に努
めておるのでありますが、ひとり農民
についてだけ一般の所得税がからな
いようにするという措置については、
所得税の公平を期する意味におきま
して、とうてい賛成しきれないと申し上
げておきたいと思ひ次第でございま
す。なお農民の課税につきましては
いろいろ問題がございしますが、御質問
によりましてお答え申し上げますと思
ひます。

○吉田(正)委員 農民に對して特に免

税しろということをお願いしているの

ではない。米の供出義務を負わせてい

る観点で、食糧増産という基本から、

米をつくつてゐる者に対して特別

の措置を講ずることが、すなわち全体

の国民のためにいいではないかという

観点に立つて私は質問しておるのであ

ります。

それから御質問したいことは、農業

所得税の中でもつて、供出米の減税を

された場合にどのくらいの減税額にな

りますか。

○平田政府委員 私どもそういうこと

は問題にならぬと思つて、実はあまり

検討しておらないのでございしますが、

私常識で判断いたしましたも、おそら

く農民が納めておる所得税は、普通の

供出の分を免税にすれば七、八割は減

るだらう、こう思ひます。もしも必要で

ございしますれば、この次の機会に計算

しまして申し上げてもけっこうであり

ますが、大体間違ひないと思ひます。

○吉田(正)委員 私どもはそうならな
いと思つてゐるのです。これは大事な問
題でありますので、この数字をひとつ
はつきり出してもらいたい。これは次
の会までお願いしたいと思ひます。

それからもう一つは、農業所得税の

自然増加が二十七年で五十億ばかり

になつておるので、その内容をお聞き

したい。

○平田政府委員 農業所得税の自然増

加が五十億といふのは、どの資料によ

つてござんたつたのか知りません

が、私どもの計算では、二十六年分の

農業所得税として決定いたしましたし

たものは百六十億五千七百万、これに對

しまして二十七年分として決定見

込みのものが百七十九億二千八百万、

約二十億増の増でございします。

○吉田(正)委員 私の数字の見聞違ひ

でございします。

○平田政府委員 これがふえますの

は、生産が増加したのと、米価が昨年

に比べて上りましたことによるわ

けでございします。しかしそのままで

ございしますと、もつとふえるのでござ

います。昨年も本年は基礎控除

等が上つておりますので、この程度の

増にとどまつておるのでございします。

○吉田(正)委員 勤勞控除の問題なの

ですが、勤勞控除につきまして、中小

企業と農民の勤勞控除をどうしてや

らないかといふことを、前の委員会だ

びたび聞いたと申すのですが、もう一

べんそれに対する理由をお聞きした

い。

○平田政府委員 給与所得の一割五分

を控除いたしておりますのは、二つは

理由がございまして、一つは所得の

計算上必要経費を控除しないで計算す

ることになつてゐる。それで事業所得

の場合でございしますと、一切の必要経

費を控除して所得を計算する。もちろ

ん給与所得の場合はそれほど必要経費

は多くございせんので、そういうし

ておるわけでございますが、しかし全

然ないわけではない。理論的には若干

の経費的な要素があるのでござい
ますが、それは税法上見ない。見ると申し
ても、なか／＼むずかしくて見れない
ので見ないといふことになつておりま
す。もう一つは、勤め人の場合は本人
が失職したりあるいはなくなつた
らうと、所得の継続性が全然なく
なつていく所得がなくなつてしまふ。
これに對しまして、事業所得者の場合
は、程度の差がございしますが、何か
の形で事業が残ります。またその次
の人がその事業によりまして生活の資
を得ることができる場合が多い。全部
じやないかもしれませんが、概して申
しますと……そういう点からいたし
まして、給与所得と申しますか、他人
に使われて働いてゐる場合の所得は、
担税力がそれだけ低い。この二つが実
は勤勞控除を認める一番大きな理由
でございしますが、そのほかに所得の把
握が完全でないとか何とかいう議論も
ございしますが、これは実情論でござい
まして、そういうことをやつぱり若干
あわせ考慮いたしまして、妥協な率を
きめたらどうか。しかしそれは決して
表面の理由にはならぬと思ひますが、
やはり勤勞控除をいたします理由
は、今申し上げました二つが主たる理
論的な理由だと私は考へておる次
第でございします。従ひまして事業所得
の場合はそういう控除をしない。こう
いう考え方に立つてゐるわけござい

ます。ただもう少し申し上げますと、事業所得の中にも、さつき申しました第二の要素でございますが、勤労所得的な要素があつて、力が弱いじやないか。理論的に申しますと、こういう要素はないとは言えない。若干あると思ひます。しかしそれを理由にしましてまた控除をいたしますと、今度は給与所得者の場合におきまして、はたして負担のバランスがとれるかどうか。そこに問題がございますので、少くとも今の事情のもとにおきましては、事業所得につきまして、勤労控除を新たに認めるのはどうも少しどうであるか。それよりもむしろ一般的に基礎控除なり扶養控除をできる限り引上げて、低額所得者の負担の緩和をはかるという方がより実情に即するのではないか。こういう考え方でいる次第でございます。

○吉田(正)委員 これに関連しまして、青色申告の問題が出て来るわけでございますが、青色申告によりまして、農業専従者に対する控除というのは、勤労所得の観点から言うてゐるのですか。その点をお伺ひしたい。

○平田政府委員 青色申告者につきましては専従者の控除をいたしておりますのは、事業者の所得の中に、家族であつてその事業に勤めておつて、世帯主に事業所得が生じた場合、こういう場合におきましては、理論的に見ますと世帯主の所得の中に家族たる従業者が働くことによつて生れた所得が含まれてゐるじやないか。実際問題としまして、幾ら含まれてゐるか、どの程度働いてゐるか、なか／＼はつきりしないことは御承知の通りだと思ひますが、青色申告をしておられる場合におきま

しては、そういう計算も比較的はつきりいたしますし、またはつきりしてもらわなくちや認めたいと思つたのでありますが、控除するといふことにいたしまして弊害もございませんで、青色申告助長という意味も含めまして、基礎控除の額を限度として給与を払ふことを認めよう、払つた場合におきまして経費に引くことを認めよう、こういうことにいたしておる次第でございます。

○吉田(正)委員 そうしますと、今のお答えだいたししますと、青色申告をいふことは、前に申し上げたように農家にできないことを強要してゐることなんだ。事実上一箇村でもつて一人か二人しかやつてゐないですから、これをやれと言つても、あんなむずかしいものは農家は書けつこない。やれないこと、しかも人口が一千人もある村でたつた二人くらいしかやつてないことを政府がやらせること、またそれによつて特別に専従者に対して控除するといふことよりは、むしろたとえは五反歩なら五反歩たんぼをつくつてゐるか、または八反歩の畑をつくつてゐる場合におきましては、専従者といふものは必ずあるものですから、そういうものを見込みで控除できないのかどうか、それを伺ひたい。

○平田政府委員 青色申告制度の問題につきましては、先般も吉田さんに申し上げたのでありますが、これは率直に申し上げまして、農家の方々の場合になか／＼めんどうだといふ御議論は私もわかります。従ひましてだん／＼改善しまして、必要最小限度の記録と申しますか、そういう方向に持つて行かうといふことにおきましては、吉田

さんまつたく同意見でございますし、そういう方向に持つて行きたい。しからば家族の専従者がおられるような場合にはそれができないかと申します。これは今日では大体小学校あるいは中学校を出ておられる方々が大部分でございます。農業の記録といふことは若干めんどうでございますが、さうむずかしいことではない、めんどうささいといふなければ、まつたく一人でやつておられる場合は、帳面までなかなか手がまわらぬかもしれせんけれども、主人のほかに専従者がおるといふ場合には、青色申告がらゐることはやつてもらつても不可能ではない、できるんじやないか、できるようなふうな様式なりあるいは記録の程度等を持つて行きますと、普及をはかるようにいたしたい。そうしますと、負担の実情に即して、かつ青色申告の普及にもなりまして、課税上のトラブ

ルはあつちろん少くなり、またひいてはそれが農業経営の改善にも役立つ。指導農協あたりにおきまして、できる限りそういう方向に持つて行くように努力しておられますが、やはり私は先般申し上げましたように、一年、二年ですぐできぬと思ひますけれども、ある程度の時間をかけまして、そういう方向に持つて行くようにしたかどうか。それは不可能ではないことではないか。それは考へておる次第でございます。

○吉田(正)委員 重ねてこの問題につきまして質問申し上げますけれども、できるんじやないかとおつしやるけれども、実際できないのだからしょうがない。これは農家へ行つてお聞きになると一番いい。主税局長、少し山の中

へ入つて研究なさると、よくわかると思ふ。だから村全体で二軒しか青色申告をしないといふことになる。それをできるんじやないかと言つてゐるだけでは、問題にならないのです。やはり寒いときに山の中へ入つて調べてもらふといふ。そうすると、はつきりしたことがわかる。今一、二年のうちに完全になるだらうとか、五、六年のうちにどうこうといふような問題でなく、現実の問題です。政府といたしましては、実際の二％くらいしかやらないようなことを条件にしまして、専従者に特になんかといふようなことは、精神としておかしいと思ふ。そういうことを大蔵省が考へてゐることは間違ひだと思ふ。この点につきましては、さらにひとつ御研究願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 ちよつと補足して申し上げておきますが、青色申告の制度は二十五年から始めたのですが、専従者の控除は、実はことしから設けたのです。専従者の控除があるといふことを承知で、青色申告をやろうといふことで始められるのは、実は来年度からでございます。この次からであります。私はきつと来年は、そういう青色申告が、専従者のあるような家族におきましては、増加するのじやないか。税務署等に対しまして、一部に非難があらましたるに、青色申告を出されるものとめんどから、いやだといふような声がありますが、青色申告に對しましては、よく親切に指導してふやうにやつてもらひたい。来年か、もう一年くらいの実績を調べた上でどうなるか判断しても、決して私はおそくはないと思ひます。

○吉田(正)委員 実は私、きのうは農村に入つたのです。そうしてこの問題の研究をやつてみたのです。絶対にできないといふ話です。その問題につきましてあなたも御研究になつて、そして青色申告をどうしてもやるということなら、もつと簡略な方式を考へて、こういう簡略な方式でやるんだといふことを、補正予算の税制改正の前までにひとつ御提示願ひたい。どういふように簡略にするか、これは觀念的に簡略化すると言ふだけでは困ります。たとえばにわとりが何羽で、さうして一羽殺した。卵があつて幾つ生れるというやうな計算はともできないのです。飼料もそれ／＼違ふのです。そんなこまかいことをどの程度まで簡略にするかといふことを明示願ひたい。

○平田政府委員 今お話になつたやうな農家の副収入になりますと、これはやはりめんどうだと私も思ひます。そういうのは、何か概括記録ぐらゐの方法で指導するといふ方法が、私は幾らでもあると思ふ。そういうこまかいところを力を尽しても、実は大差ないのであります。大筋の主作物につきましては、若干めんどうでもやつぱり記録してもらつても、専従者のおられるところにおきましては、吉田さんあたりが御指導くださればできると思ひますが、私どももなお研究したいと思ひます。

○吉田(正)委員 この問題につきましては、私質問を打ち切りますけれども、とにかく青色申告で、今考へておられるところの内容と、それから今度はどういふように改正して行くのかという簡略化の方式をお示し願ひたい。次の

機会を待つておる。これをもつて私の質問は打ち切ります。

○佐藤(勲)委員 東畑食糧庁長官にお伺いいたしますが、今年度の外米の輸入状況及び来年度の見通しについて、ちよつと御説明願いたいと思ひます。

○東畑政府委員 外米の輸入状況であります。今計年度で申し上げますと、本年度予算で百一十万吨という計算をいたしておるのでございます。今の見通しでは、大体百五十万吨程度入るといふ見通しで補正をお願いいたしておるのであります。米穀年度で申し上げますと、昨米穀年度、大体百五十万吨という計画をいたしておつたのであります。九十五万吨に到着をいたした、

こういふうちに御了承願いたい。二十八米穀年度は、大体百五十万吨という計画でいたしておるのであります。輸入状況から申し上げますと、上期の方にたくさん入りまして、下期の方に比較的少く入るのであります。アメリカは輸出許可制になっております。割当をいたしておるのであります。これは政府が割当を許可しませんが、入らないのでありますけれども、大体昨年程度は入るのじやないかというふうに考えております。タイ、ビルマ等につきましては、大体昨年は相当輸入に困難をいたしたのであります。タイにつきましては、二十万吨程度でございます。このうち協定等もできておりますので、塩等の輸入とからみまして、われわれといたしましては、もう少したくさん輸入できるのではないかと、このように考えております。ビルマ等につきましては、大体昨年程度入るのじやないか。昨年はイタリから実は相当輸入をいたしたのであります。今年は

イタリからの輸入は、昨年ほどには入り得ないのじやないか、このように考えております。大体のところ、世界の米の貿易量は漸次上昇いたしてございまして、四百七、八十万吨が世界の貿易量であります。そのうちで百万トン程度の輸入は、努力いたしたれば可能である、このようにいふに実は考えておる次第であります。

○佐藤(勲)委員 その次にわれわれが考えられることは、今米価の生産価格が非常に安いといふことは、天下周知の事実でございます。これは御承知のように、米価審議会の方でも問題になつておりますが、大体米価の問題は消費者の關係があるから、われわれの党では、米価の二重価格制を主張してゐるわけでありまして、現在農林省がこゝういふ制度をとられないといふ理由は、どういふところに原因があるか、ちよつと御説明願いたいと思ひます。

○東畑政府委員 米価は現実、二十六年産米につきまして、実は若干の赤字の結果として出したのでございます。二十七年産米につきまして、この補正で若干の赤字繰入れをしていただいております。その大きな原因は、完遂奨励金を財政負担をしていたといふことで、二十五億五千万円程度の負担をしていただくといふことになつております。なおただいま配給いたしております米は十キロ六百二十円でありまして、これは明らかにコストを割つておるのでございます。十二月までに新米で安売りをいたしますものが大体五十二億程度の赤字になります。そのうちの二億程度は、赤字繰入れをしていただくといふことになつております。一月以後われわれの COST 計算を

いたしますと、完遂奨励金を財政負担していただければ六百八十円程度になります。現在の農民から買上げる米価が安いといふ論は、現実に七千五百円に對しまして、いふ／＼な奨励金等を入れますと予算上の単価から申し上げますと、包装を抜いた裸で八千八百円程度になるものであります。これは農家によつて違ひますが、平均石当り八千八百円程度の米の裸の所得、このことではございまして、これに對しまして、完遂奨励金を持ちますと十キロで六百八十円といふことで、この程度であれば、いふ／＼がまんできるのじやないか。このように考え、二重価格制といふ考え方になります。これは財政の問題にも触れて参るので、われわれとしてはがまんし得る程度において二重価格制でなくとも可能である、このいふふうに考えております。

○佐藤(勲)委員 主税局長がおられるから、大分遠慮しておられるかも知れませんが、義務供出の税の減免といふ問題が各党で問題になつております。今超過供出の場合に減税するならば、むしろ義務供出の米価が非常に安い、特に今年度は御存じのように、供出価格と超過供出価格との差額が非常に出ております。このいふ調整を食糧庁長官はどうお考えになつてゐるか、御説明願いたい。

○東畑政府委員 農民から買上げる米価が非常に安いといふ御非難は、いふ／＼伺つておるのであります。また生産費もなせ十分入れないかといふこともいふ／＼伺つておるのであります。率直に申し上げまして、石当り百四時間程度の家族労働が生産費にあるといふ

ことが、農林省の生産費調査の結果であります。百四時間の男女平均の自家労働をどう評価するかという問題については、なか／＼困難な問題がございまして、そこでかりにこれを雇用労賃で評価いたしますと、非常に生産費は安くなります。農林省の二十六年産米から延ばしまして、なか／＼七千五百円といふ米価にはならないのであります。これは日雇の労働で評価するのはいけないのではないかと、いふ／＼なると思ひますが、さてそれではどういふ評価をするかといふことになりまして、なか／＼議論が多くて、客観的な一つの評価方法がないので、パリティをとつておるのであります。現在八千八百円程度の米の裸の所得、これを参ります。これに参りますと、一日あたり労働といふにしても、とても日雇いどころでなく、相当のものになるのであります。われわれといたしましては、その不合理な米価ではないと考へております。ただ絶対量が足りませんために、市価はございせんが、やみといふものがございせん。やみ価格等と比較いたしますと、非常に低く見える。これは絶対量の不足によるものであります。そこで集荷その他等につきましても、現実にやみ等が高いために集めにくいといふ点がありまして、われわれといたしましては、マル公による供出米といふものと、超過供出その他の奨励金等々を含めまして、なるたけ農民の實質的な手取額を補償して参りたい、実はこのいふ考え方をとつておるのであります。率直に申し上げますと、われわれの物価計算では、裸で七千八百円程度になつたのであります。

す。それをいふ／＼なパリティその他のアルファの加算等を考へまして、大体今申しました八千八百円程度の手取りになるといふことになつたのであります。要するに農民の實質的な手取額といふものを補償して参りたいといふところから、あわせて集荷力を強めるといふ意味から、いふ／＼な奨励金を加算しておる、このいふふうに御了解願いたい、こゝろ思つております。

○佐藤(勲)委員 食糧庁長官もよく御存じの通りに、供出問題が農林省の問題になり、地方においては、最後には町村長まで、この問題が全国的に問題になつておることは御承知であらうと思ひます。それはどういふことかと申し上げます。先ほど申し上げたように、みな定価の供出をいふが、できればやみに流したいといふのが、私の愛知県の例でございまして、そのいふ例が非常に多いので、昨日も郷里に参つております。非常にそのいふ問題で、今村長は頭を悩ましておるわけでありまして。そのいふ点で今食糧庁長官が言われても、われわれは納得ができません。どうしても低過ぎるという考えを持つておるわけでありまして、現実には食糧庁長官よく御存じのように、供出問題で地方の県知事がよく上京して来るといふことは、米がとれないのではなく、値段が安いから、非常に供出をいやがるといふのが實際の状況であります。そこで近く米価審議会も新しい委員が選ばれて発足するのであります。今年度はどういふ方法で義務供出の米の値段をきめる予定になつておるか、ちよつと御説明願いたいと思ひます。

六

○東畑政府委員 二十七年産米は、米価審議会にかけまして、いろ／＼な御意見を伺ひましたのでありますが、政府として、各般の事情を考慮いたしまして、今日七千五百円というものを決定いたしておりますのでございませう。従いましてバリエイ等の変動によりますバツク・ペイはございませうが、基本米価の七千五百円という考え方につきましては、これを變更する意図は持つておりません。二十八年産米ということになりますと、また別個の問題と考えております。

○佐藤(鶴)委員 この間小笠原農林大臣の本会議における答弁とは少し違つておりますが、それはあとにいたしまして、今の米の需給関係からして、自由党の諸君は、米の自由販売というよりなことを盛んに言つておられました。が、そういう見通しはたしてこの一、二年の間に實際立て得るかどうかというところを、これは大臣に聞いた方がよいと思つたのですけれども、食糧庁長官にひとつ説明していただきたいと思ひます。

○東畑政府委員 米の統制の方式の問題になつて参りますと、これは刻々の条件によつて、現実に即して案を立てて行かざるを得ないと考えております。本年度産米については、統制を撤廃する意図はないのであります。

○佐藤(鶴)委員 最後にちよつと御説明していただきたいのですが、米の供出をするいわゆる中農以上の分布状態と、米を供出しない農家との割合はどんなふうになつてゐるか、御説明願ひたいと思ひます。

○東畑政府委員 これはなか／＼むずかしい統計でございませうけれども、大

体供出農家というのは、三百三十八万户程度と実を考へております。そのうちで五反以下というものは大体五十一万户程度というふうに考へておりますので、まず六百五、六十万の半分が供出農家でありまう。そのうちで五反以下というものが、五十一万户ある。こゝういふように了解をいただきたいと思ひます。なお詳細は資料でお出し申し上げてけつてございませう。

○小川(豊)委員 今の問題に関連してちよつと東畑長官にお聞きしたい。今資料を出すに、こゝういふことをひとつお願いしておきたいと思ひます。米作農家戸数、それからこれに對して供出しておる農家の戸数、それからこの超過供出をしておる農家戸数を作付面積から見たような階層とでもいひますか、たとへばどのような耕作面積を持つてゐる者が最も超過供出をしておるかというふうな資料をひとつつくつていただく。今盛んに農村で、超過供出というものは富農用の政策じやないかというふうな意見が出て來てゐる。はたしてそういうふうな形が知られてゐるかどうかというところを知りたいために、この資料をひとつお願いしたい。こゝう思ひます。

それからいまちよつとお尋ねしたい。これは主税局長さんにお尋ねしたいと思ひますが、畑の所得税などは、たとへば何をつくつてゐるか、果樹をつくつてゐるからこれは幾ら／＼、野菜をつくつてゐるから幾ら／＼、こゝういふように大体税務署あたりできめて、農家の方と折衝してゐるようですが、こゝういふ事実になつておりますか。

○平田政府委員 農家の場合にも、青色申告が普及しますと戸別的に所得計算ができるのでありますが、なか／＼そう行つておりませんので、田でございませうと、実収を調べまして、価格を調べまして、売上げと申しますか、収獲高、その金額に對しまして経費率を幾らかかるか、つまり所得率を見まして、それを乘じて計算する。それから畑の場合でございませうと、やはり同じくタバコとか、野菜とか、果樹とか、いろ／＼ございませうが、それ／＼地方の実情に應じて標準的なものをで

きただけ調べて、それをもとにして、それを／＼できる限りこれも収入を調べて、所得率を出して適用する。しかし収入がなか／＼調べがつかぬような場合には、一反当たり幾ら出すというふうな場合もこれはあろうかと思ひますが、できる限り実情に即するようによれといふことで、農協とよく協議をいたしまして、意見を聞きまして実行いたしておるような次第でございませう。

○小川(豊)委員 その交渉は、私どもいつも農民の代表といふような立場で、畑はこれ／＼をつくつてゐるから幾ら、これ／＼をつくつてゐるから幾らにしてほしいといふことで、よく税務署と折衝をするのですが、こゝういふ折衝をして、こゝういふ結果をつくつてゐる者は幾ら、たとへば蔬菜をつくつてゐる者は幾ら、こゝういふふうなきめて、今度農家の方とこゝういふふうなきまつたが、これはどうかといふふうによつてゐるのが実情なんでございませう。こゝういふことから見ても、たとへばこととして申上げますと、昨年は落花生などをよくつくつた。あれは九千円ぐら

いの価格であつたと思ひます。ことは非常に下落をしてしまつて六千円を割つてゐる、こゝういふ実情にある。こゝういふものに対しては、従つて税務署との折衝の場合当然これは引かるべきだ、こゝう思ひますのでございませう。こゝういふ引いた折衝が行われることは考へられますか。

○平田政府委員 農産物の値段が下りましたら当然やはり減らすべきものであります。またこゝういふことを役所も調べておりますが、十分注意が足りぬ場合は、納税者の方からも遠慮なくひとつお申し出になりますことを御希望申し上げておきます。あくまでも所得は、やはり實際の収入から経費を引きまして計算するといふ、青色申告の実行は行き方がほんとうなものでございませうが、それができないから、やむを得ず今申し上げましたようなことをやつておるわけなのでございませう、それにいたしましては値段が下れば当然下げらる。但し値段が下りましても、収獲がふえまると、収獲高と申しますか、金額が減らないといふ場合があるかと思ひます。それ／＼よく実情を調べて、適正を期すべきものだと思ひます。

○小川(豊)委員 これは質問でなくして、ちよつとあれになります。今おつしやつたように、価格が下つたから当然下げべきである。これはよくわかりませう。ところがこゝういふふうなきめてあるとすれば、収獲を上げるといふような現象をつくつて來ては何にもならぬことになる。総収獲が下つたら急にその年だけは収入が上つたといふことはあるべきではないので、こゝうい

うことはひとつないようにお考へ願ひたい。これは質問ではありません。○平田政府委員 私、その場合はさうだと申し上げてゐるわけでありませうが、値が下つて収入がふえるといふことは、もちろん前提にすべきものではないと思ひます。しかしりんご等は、作柄がよくて値段が下つたといふ事情もございませうし、事情を調べて、實際の収入を調べて、経費もよく調べて適正を期する。こゝういふ方向に努力すべきものだと思ひます。

○大泉委員 さつき平田局長から税の自然増収について、所得がわずかふえても税収が非常に多くなるといふお話はよくわかりませうが、そこで承つておきたいことは、これが實質上の減税にたしてなつておるかどうか。たとへば控除額を二万円から三万円に引上げても、給付所得は前年度から見ると相当多くなつてゐる。多くなつた分を引いてもらつても、實質上では減税になつておらぬといふ結果になつて來る。たとへば去年十二万円であつたものが今年十五万円、しかし去年二万円控除されたものが、今年三万円控除されても、課税率はかえつて重くなつておつて、實質的な減税には何らなつておらない。こゝういふ結果になつてゐるのではないか。あらゆる方面から調査の結果適當な減税を見出すであらうけれども、給付所得の値上りと減税の率とは均衡しなければ、いわゆる實質上の税の軽減にはなつておらぬと思ひますが、この点はやはり實質上の減税になつておるといふお考えですか、どうですか。

○平田政府委員 お話のような議論もよく耳にしますので、私もいろ／＼

検討いたしておりますが、これはりくつの上で物価が上つて、所得は物価が上つただけ上つて、それで税がふえるという場合は、放つておくと所得税は増税になる。これは論理は私も認めますが、問題は、実際にさきまして物価がどの程度上つておるか、それに対して基礎控除がどの程度引上げになつておるか、それによつて判断してもらわなければならぬわけでありまして、これは内閣統計局でやつております消費者物価というものが一番一般的な指数でございますが、これをよくごらん願いますれば、最近大分実質的に減税になつておるといふことはつきりしておると思ひます。私ゐる／＼の年度を一〇〇にした数字を持つておるのであります、まずこの事実をはつきり申し上げておきます。二十五年年度の平均ですが、これを一〇〇としたとして、消費者物価が幾ら上つておるか申しますと、今年九月で二割三分一厘上つております。これは内閣統計局の調査です。朝鮮動乱以前から急激に上つておるじやないかという御議論がございます。二十五年六月動乱勃発直前、これを一〇〇としまして最近の消費者物価はどうなつておるかという、これまた九月で二割七分七厘騰貴、基礎控除は二十五年に比べまして、今年は三万円だつたのが五万円、来年六万円、二倍になる。もしこれが二割七分しか上つていないとなりますれば、減税といひましても差引きと／＼で、物価が上つただけ調整が加えられたにすぎない。理論としては、私はそういう点は認めます。しかし現実といひまして基礎控除、扶養控除等は消費者物価が上

つたよりもはなはだ多く引上げられておる。その消費者物価が上つたのよりもよけいに引上げになつてゐる分は、これはもう実質的なほんとうの減税であることは疑問の余地がございませぬ。それで理論的に考えまして、物価が上れば何にもならないのじやないかということは、これは私は認めないわけじやない、認める。事実において幾ら物価が上つたか、幾ら控除が引上げになつたか、それから税率がどのようになつて所得税の負担が一体どうなつてゐるのか、そこをよく見て、初めて実質的に減税になつてゐるかどうかを判断していただくかなければならない。そういう見地から行きますと、この税法上の減税が全部実質的減税とは決して申し上げないのですけれども、大部分は、この二、三年は実質的減税になつてゐるというところは申し上げることがはつきりできると思ひのであります。これはいろいろこまかく検討し、研究したのもございしますが、あまりこまかくなりますとわかりにくいので、一例を申し上げたわけでございますが、大体今までの状況はそのようでございます。それからなお賃金が十分ふえてゐるというのですが、これは物価が同じくらいしか上つていないのじやないかという疑問がございしますが、最近はそのようではないのです。消費者物価をもう一べん申し上げますが、この一年間に物価と賃金はどうなつてゐるのか、昨年の九月を一〇〇としたとして、消費者物価はこゝしの九月は一〇二・三、つまり二・三％一年間に上つてゐる。小売物価は逆に下つてゐるが、家賃とか電気料金とか家計費に響くものが上つてゐる関係上、小売物

価は下つて、消費者物価は逆に上つてゐる。上つてゐるが、昨年九月よりこゝしの九月は二・三％の上り方、これに対して労働省で調べております毎勤統計と申しますもの、毎月幾つかの代表的な大、中、小にわけました工場によつて調べております給与、賃金でございますが、毎月きまつて支給する給与、これが昨年の九月を一〇〇といたしまして、こゝしの九月は一割七分五厘上つてゐる。つまり物価は二・三％上つてゐるのに対して賃金は二・三％の方は一割七分五厘上つてゐる。従ひまして実質的にこゝしの方が確かに私は給与が上つてゐると思ひます。これは間違ひない事実だと思ひます。また朝鮮動乱の直前に比べまして、去年は賃金の上り方が少しおくれで、こゝしになつてから上つたのであります。二十五年六月を一〇〇といたしまして比較いたしましたとしても、やはり給与の方がよけい上つてゐる。さつき申しましたように、消費者物価の方は二十五年六月を基準といたしまして、二割七分七厘の騰貴です。また二十五年六月、朝鮮動乱直前を基準にいたしまして、それと比較いたしました今労働省調査の定期的給与は四割七分八厘の増です。しかし私は決してこれは賃金がよけい上り過ぎてゐるという意味で申し上げてゐるのではない。生産もやはり五割くらいふえておりますから、給与がこれだけ上るのには私理論的に考えましても当然のことじやないかと思ひますが、事実はそういうふうになつてゐるということも、これも私事実として申し上げて御参考といたす次第であります。

○奥村委員長 本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせします。
午後零時十五分散会